

## 第 219 回統計委員会 議事録

1 日 時 令和 7 年 7 月 22 日（火） 15:00～16:47

2 場 所 総務省第二庁舎 7 階大会議室及び Web 会議

3 出席者

### 【委 員】

椿 広計、津谷 典子、會田 雅人、清原 慶子、久我 尚子、佐藤 香、白塚 重典、  
菅 幹雄、富田 敬子、樫 浩一、福田 慎一、松村 圭一

### 【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子、清水 千弘、中川 郁夫、宮川 幸三

### 【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、総務省統計局長、  
内閣府経済社会総合研究所次長、内閣府大臣官房政策立案総括審議官、  
農林水産省大臣官房統計部統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、  
日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局（総務省）】

阪本総務省総務審議官

統計委員会担当室：谷本室長、赤谷次長

政策統括官（統計制度担当）：阿南総務省大臣官房審議官

植松統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第194号の答申「経済産業省企業活動基本調査の変更について」
- (2) 諮問第196号「作物統計調査の変更について」
- (3) 部会の審議状況について
- (4) 令和 6 年度統計法施行状況について

5 議事録

○椿委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第219回統計委員会を開催いたします。

また、本日は、総務省、阪本克彦総務審議官に御出席いただいておりますので、まず御挨拶をいただければと思います。阪本総務審議官、よろしくお願いいたします。

○阪本総務省総務審議官 7 月 1 日付で総務審議官を拝命いたしました阪本でございます。

さて、平成30年に統計法の改正が行われ、統計委員会の機能強化が図られました。そして、それから7年がたちました。

この間、統計委員会におかれましては、基幹統計調査の変更といった従来からの仕事にとどまらず、各府省の統計作成プロセスの改善、あるいは統計リソースの重点配分、統計調査や統計対象のデジタル化への対応など、新たな仕事に取り組んでいただきました。こうした取組に対する皆様の御尽力に改めて感謝を申し上げますとともに、総務省として、統計委員会が引き続き各府省に寄り添ったきめ細かな活動を行うことができるよう、お支えしてまいる所存です。

また、労働力人口の減少と言われますが、これは公務部門も直撃しております。かつての定員減らしといった時代とは打って変わって、国では、むしろ定員があっても埋まらない、まさにそういった人手不足の状況が広がりつつあります。一方、統計行政におきましては、調査環境の悪化、あるいは社会経済の新たな動向の把握など、統計行政をめぐる課題はさらに複雑・多様化しているのが実情でございます。

こうした課題に統計行政部門も、これは総務省も各府省も同様ですが、先手を取って的確に対応していくことができますよう、今後とも委員の皆様の御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

**○樫委員長** どうもありがとうございました。大変な重要な論点、我々に示唆をいただいたと思います。心から感謝を申し上げます。

阪本総務審議官は、他の公務がございまして、御退席されます。本日は大変御多忙の中、統計委員会に御出席いただいたこと、委員会を代表して感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

**○阪本総務省総務審議官** よろしく申し上げます。

**○樫委員長** それでは、続きまして、総務省の事務局にも人事異動がありましたので、御挨拶いただければと思います。

最初に、北川政策統括官、よろしくお願いいたします。

**○北川総務省政策統括官（統計制度担当）** 7月1日付で、総務省の政策立案総括審議官といいまして、総務省の中でEBPMや評価を推進しているところから参りました。統計についてはまだなかなか知見が不十分なところでありますが、精いっぱいキャッチアップに努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○樫委員長** どうもありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、阿南大臣官房審議官、よろしくお願いいたします。

**○阿南総務省大臣官房審議官** 官房審議官に着任しました阿南と申します。統計は、五、六年前ですが、統計審査官としてSUT体系の移行、それから、統計委員会担当室の次長として、毎月勤労統計調査の対応などをやらせていただきました。久しぶりに統計の仕事に戻ってまいりました。よろしくお願いいたします。

**○樫委員長** どうぞよろしくお願いいたします。

次に、植松統計企画管理官、よろしくお願いいたします。

**○植松総務省政策統括官（統計制度担当）付統計企画管理官** 植松です。引き続きよろし

くお願いいたします。

○**樫委員長** 最後に、赤谷統計委員会担当室次長、よろしくお願いいたします。

○**赤谷総務省統計委員会担当室次長** 赤谷と申します。これから円滑かつ活発な審議の環境の構築に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○**樫委員長** どうもありがとうございます。引き続き新しい皆様方に統計委員会のほうの御支援をよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事は、次第のとおり、答申、諮問などを予定しております。また、会議の時間を短くするため、事務局による資料の説明は省略とさせていただきます。

○**谷本総務省統計委員会担当室長** 本日も事務局にてウェブ画面上に資料を投映いたします。つきましては、委員の方々、説明者及び質疑対応者等におかれましては、御発言の際には、必ず資料名、ページ番号を冒頭にお示しいただきますようお願いいたします。

また、御質問される方、御回答される方、双方におかれましても、御発言の際には、冒頭、御自身の名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

スムーズな委員会運営に向け、何とぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○**樫委員長** それでは、議事に入らせていただきます。

諮問第194号、経済産業省企業活動基本調査の変更の答申案につきまして、サービス統計・企業統計部会の菅部会長からよろしくお願いいたします。

○**菅委員** それでは、経済産業省企業活動基本調査の変更に関する答申案について、御報告いたします。

本件につきましては、5月の統計委員会で諮問された後、3回にわたる部会審議を経て、本日お示ししている答申案を取りまとめました。

変更内容に関する審議状況については、先月の委員会において御報告しておりますので、この場では答申案のポイントを簡潔に御報告いたします。

それでは、資料1を御覧ください。まず、1ページにあります1 本調査計画の変更の（1）承認の適否ですが、全体的な結論としては、今回の変更について承認して差し支えないと判断いたしました。

ただし、今後の課題として、今後、調査実施者に対応を求めている事項があります。こちらは最後に御報告したいと思います。

次に、個々の変更事項について、（2）理由等の部分で順に記載しておりますので、それに沿って御説明申し上げます。

まず、ア 海外現地法人の活動実態の把握に関する調査事項の追加の（ア）調査事項の変更についてです。これは、海外現地法人の活動実態を把握するため、一般統計調査である海外事業活動基本調査と本調査を統合することとし、本調査において、海外現地法人調査票を新設し、事業活動や費用などの調査事項を追加するものです。

これにつきましては、企業活動のグローバル化の進展を踏まえた的確な把握を図るものであること、海外現地法人の事業活動の状況把握に関し、比率での回答を認めるなど、報告者負担に配慮していることなどから、適当としております。

ただし、調査実施者に対して、報告者に対する本調査の意義や変更点などの丁寧な周知、

把握が難しそうな事項への回答の支援、統計利用者への変更点の周知が望まれるとしているほか、このような見直しによる報告者の負担などの検証や調査事項の見直しについて、今後の課題に掲げることとしております。

次に、(イ) 集計事項の変更についてです。本申請では、本調査の確報として、海外現地法人の活動実態に関する集計事項を追加する計画です。

これにつきましては、調査事項が全て集計に用いられることから、適当としておりますが、海外現地法人に関して、これまでの海事調査の集計結果とは差が生じる可能性があるため、調査実施者に対し、統計利用者に対し違いなどを丁寧に周知することが望まれるとしています。

また、本申請では、本社企業調査票と海外現地法人調査票のクロス集計は行わない計画としております。これにつきましては、新設する調査票の審査・集計を慎重に行う必要があることから、やむを得ないと整理しましたが、将来的に集計事項の見直しを検討する必要があるとして、今後の課題に掲げることとしております。

続いて、イ 経済構造実態調査等との同時・統一的実施の中止の(ア) 調査方法の変更についてです。これは、令和4年から実施していた同時・統一的実施を取りやめ、これに伴って企業調査支援事業の活用も取りやめるというものです。

これにつきましては、より丁寧な回答支援体制の構築を図るものであることから、おおむね適当としています。

ただし、これまで企業調査支援事業を通じて本調査の調査対象となっていた企業が混乱することがないように、一定の配慮が必要であるとして、本調査のサポート体制と企業調査支援事業との間で連携を図ることを今後の課題に掲げております。これは、企業調査支援事業は他の調査で続くことから、企業側が戸惑うことのないようにという趣旨です。

次に、(イ) データ移送の中止についてです。本調査では、報告者負担の軽減に資する取組として、5ページの図1のとおり、3つの調査から重複する項目のデータを移送していましたが、このうち経済構造実態調査と科学技術研究調査からのデータ移送を中止するものです。

これにつきましては、将来的には各調査にワンストップで回答できるようにすることが望ましいものの、現時点ではデータ移送を中止することはやむを得ないとしております。

次に、(ウ) 基準となる期日の変更についてです。これは、経済構造実態調査等との同時・統一的実施の関係で、基準となる期日を6月1日現在としていたものを、従前の3月31日現在に戻すというものです。

これにつきましては、3月を決算期とする企業が多数を占めていることを踏まえると、利活用面のみならず、報告者の負担軽減にも資することから、適当としております。

次に、(エ) 調査実施期間の変更についてです。こちら、経済構造実態調査との同時・統一的実施の関係で、調査の実施期間を6月下旬までとしていたものを、従前の7月中旬までに戻すというものです。

これにつきましては、報告者の負担に配慮した上で、調査結果の公表を従来どおり行うことで統計利用者の利便性を確保していることから、適当としております。

以上が、今回の変更内容に関する部会としての評価になります。

次に、2 統計委員会の答申における今後の課題への対応状況についてです。7 ページの表3のとおり、前回の答申において3つの課題が指摘されておりました。このうち、①調査票回答フロー等の事前確認の徹底と、②オンライン回答の推進については、どちらも課題の趣旨に沿った取組がなされていることから、適当としております。

一方、③の調査事項の見直しについては、今回、海外現地法人の活動実態に関する調査事項が追加されることから、引き続き負担検証と調査事項の見直しに取り組んでいただくとして、今後の課題に掲げることとしております。

最後に、3 今後の課題についてです。これまでの御説明の中で触れましたとおり、集計事項の追加の検討として、今回の調査計画の変更の趣旨に鑑み、本社企業調査票と海外現地法人調査票とのクロス集計を検討すること。そして、企業調査支援事業との連携として、企業が戸惑うことのないよう、本調査独自のサポート体制と企業調査支援事業との間で必要な連携方策を検討すること。調査事項の見直しとして、引き続き報告者負担などを検証し、比率による回答箇所を拡充するなど、回答率の向上方策も含めた見直しを検討することの3点を今後の課題として掲げております。

経済産業省企業活動基本調査の変更に関する答申案につきまして、私からの御説明は以上のとおりです。

**○樫委員長** 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、何か質問等あれば、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

特に修正意見等ないようですので、取りまとめたいと思います。

部会長の菅先生からも御報告ありましたとおり、今回の諮問では、海外現地法人調査票の新設など、調査計画の大幅な変更がありましたが、3回の部会の中で十分な議論が行われ、適切に整理いただいたものと推察いたしました。

答申案では、海外現地法人調査票とのクロス集計の検討、企業が戸惑わないように、企業調査支援事業との連携方策の検討、報告者負担の大きい調査事項についての見直しの検討の3点が、今後の課題として挙げられております。

経済産業省におかれましては、本調査が円滑に実施できるよう、報告者への丁寧な対応を引き続きお願いするとともに、よりよい統計の作成に向けた課題の検討にも適切に取り組んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、答申案についてお諮りいたします。経済産業省企業活動基本調査の変更についての本委員会の答申は、資料1の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○樫委員長** 異議なしと認めます。それでは、本答申案は承認されるというふうに認識いたしました。

部会長の菅先生をはじめとしまして、サービス統計・企業統計部会に所属の委員の先生方、部会での御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移らせていただきます。諮問第196号、作物統計調査の変更につい

て、総務省政策統括官室から御説明をよろしくお願い申し上げます。

**○森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室（人口・社会・農林水産統計担当）**

**統計審査官** 政策統括官室の森です。農林水産省が実施する作物統計調査の変更にに関する諮問につきまして、御説明します。

資料２－２の申請資料を御覧ください。農林水産大臣から作物統計調査の変更申請を受けまして、総務省において承認の適否を判断する手続の一環として統計委員会の御意見をお聞きする、それが今回の諮問の趣旨です。

なお、この調査は、作物ごとに調査票があるほか、令和７年産、令和８年産以降の作物を対象とするものなど、段階的な変更が行われるため、資料が大変多くなります。そのため、本委員会でお配りしている資料につきましては、今回変更がある事項に限定するなど、資料を絞らせていただいておりますので、あらかじめお断りいたします。

それでは、資料の２－１に沿って説明させていただきますが、参考資料などもつけておりますので、少し説明が長くなるかと思えます。あらかじめ御容赦いただければと思います。

それでは、表紙をめくっていただきまして、１ページ目ですが、作物の生産状況に関する統計調査について、今回諮問する調査とそれ以外の調査との役割分担など、参考情報としてまとめております。

今回諮問します作物統計調査が中心となりまして、水稻、つまりお米を筆頭に、主立った作物について広く調べております。そして、下のほうですが、これを補完する形で、特定作物統計調査など、一般統計調査が４つ行われております。

次のページに移ります。本調査の概要をまとめたものとなります。目的は、耕地や作物の生産実態を把握するためというものでして、表で上下、色で分けておりまして、上の緑色部分の作付面積などを調査する面積調査と、下の青色部分の穫れ高、収穫量を調査する作況調査に区分されます。また、水稻を調べる調査と、それ以外の野菜などの作物を調べる調査に分けられます。

今回変更が行われるものは青色部分の作況調査のほうになりますので、これについて説明させていただきます。

調査方法ですが、水稻については、職員などが現地に出向いて、稲の作付状況や生育の状況を確認する実測調査で行われています。それ以外の作物については、農協など関係団体や農家などの経営体に対して、郵送、オンライン調査により回答していただく形で行われています。

次に、調査の時点についてですが、水稻については、９月２５日、１０月２５日、そして収穫期と複数の段階で行われておりまして、予想収穫量や実際の収穫量が公表されるほか、作況指数がそれぞれのタイミングで公表されています。

水稻以外については、それぞれの作物の収穫期に調査が行われ、収穫量などが公表されております。

以上が作物統計調査の大枠です。

そして、次のスライドですが、水稻の実測調査と公表の関係となります。実測調査とは、

職員や調査員が調査対象の水田に入り、水稻の育成状況の確認をするほか、イメージの写真をつけておりますが、職員や調査員が調査対象の水田に入りまして、実った水稻を実際に刈り取り、持ち帰って、玄米の重さを、ふるいにかけて計測することなどを調査内容とするものです。

そして、公表については、下の図で緑の三角がありますが、これは左から右に時が進んで、水稻が成長していくイメージで書いています。この図で、例えば、ちょうど中間あたり、9月25日現在の予想収穫量調査について、これは10月中旬に公表しているもので、表の下のように調査計画上の実施時期として、9月中旬から下旬と書いております。この時期だけでなく、三角の左端のほうから中括弧が伸びております。この範囲でサンプル収集を行う場合があるということで、収集されたサンプルデータが蓄積されていき、それを使って予測収量、収穫量や作況指数を算定して公表しています。そして、右に時期が進むに従って、刈取りによるサンプル数が増えまして、確度の高い集計結果が提供され、最終的に100%、実測調査を終えた結果を用いて、本年の収穫量や作況指数が公表される仕組みとなっております。

次のスライドを御覧ください。主な利活用ということで例示しております。作物の作付面積や収穫量に関するデータであり、農作物の生産に関する最も基本となる調査ですので、食料・農業・農村基本計画の目標設定や検証に使われるほか、交付金や農業共済制度による災害補填など、法律に基づく行財政上の利用でも重要なデータとして様々利用されております。

それでは、次のスライドから変更事項に入ります。こちらは、今回の変更内容の全体像として、水稻関係とその他の見直しの2つに分けられます。そして、水稻関係ですが、以下3つについて、令和7年産からの調査で変更を計画しております。

まず、1つ目として、水稻の作柄、こちらは、10アール当たりの収量になりますが、これに関する集計の見直しです。これが作況指数の集計の取りやめとなります。

そして、2つ目が、収穫量について主食用として集計する米の大きさの基準の見直しです。

そして、3つ目として、水稻の調査票で用いている「くず米」の呼称変更となります。

なお、赤字と黒字で書き分けておりますが、調査計画の変更を伴うものが赤字で、黒字は調査計画自体の変更ではないものとなります。よって、2つ目の米の大きさに係る基準変更は、調査計画の変更はありませんが、集計プロセスに関係しまして、集計内容を実質的に変えるもので、影響も大きいことから、審議することとしております。以上が米関係です。

その他の見直しとして、ブロッコリーの指定野菜化に伴う集計内容の充実と、お茶の母集団情報作成の効率化となっております。こちらの2つは、令和8年産から調査変更するものとなります。

続きまして、水稻の作柄に関する公表の見直しとしまして、次のページに移ります。こちらが作況指数の集計の取りやめです。まず、状況の説明ですが、農林水産省は、10アール当たりの収量、以後、単収と言いますが、これに着目した水稻の作柄について、先ほど

も図で説明しましたが、多段階で調査をしまして、公表しております。公表時期でいうと、7月末、8月末、10月中旬、11月中旬などとなっております。

なお、表の上の2つですが、7月末と8月末に公表しているものは、統計調査ではなく、気象データや人工衛星データを用いたものでして、予想式により予測した作柄に関する情報を公表しております。

そして、オレンジの枠の部分が作物統計調査として対応しているものでして、予想収穫量調査、収穫量調査として、10月以降、順次公表していて、予想収穫量、収穫量とともに、赤枠で囲んだ部分になっておりますが、作況指数を公表しております。この公表を今回、令和7年産から取りやめることを計画されております。

そもそも作況指数とは何かということで、次のスライドでまとめておりますので、こちらの方を御覧ください。まず、作況指数については、作柄の出来高について、平均を100といたしまして、101ですとか99ですとか表すものとなっております。

ピンク色の吹き出しの部分ですが、単位面積、こちらは、10アール当たりになりますが、単位面積当たりの平均単収、つまり、通常、災害等がなければ穫れるであろう収穫量に比べて、今回どの程度の収穫が見込まれるか、また、収穫があったかを示す指標となります。ということでした、こちらは、収穫量全体や市場への供給量の多寡を示すものではありません。

そして、計算式ですが、分子が作物統計調査の結果として公表される数字となっており、単収として10アール当たりの収量が分子に入ってきます。

そして、分母は、平年単収であり、10アール当たりの平年収量となります。水色の吹き出しのところに説明しておりますが、先ほどは通常で災害等がなければ穫れるであろう収穫量と言いましたが、過去30年の趨勢を踏まえた平均値ということで、当年の気象状況や被害状況が平年並みであった場合、言い換えると、大規模な気象変化や災害が発生しない場合の予想収量となっており、ここ30年の間の状況を踏まえた数値となっております。

これについては、水稻共済の基準収量の決定に必要なことから、毎年、作付前のタイミングで、同じ農林水産省内ではありますが、統計とは別に決定・公表されているものです。分母の平年単収自身は、先ほど言いました気象や災害の状況を加味しておりますので、作物統計調査の集計事項ではないということになります。

以上が作況指数であり、分子の単収が本調査の集計事項そのものです。分母は平年単収も本調査の経年データを利用したものということもあり、従来から集計事項として、この作物統計調査で集計事項の一つとして位置づけられているものになります。

なお、左下のところに注で書いてありますが、次の変更事項でふるい目幅の基準変更の説明をいたします。そこでは、1.70mmや1.85mmといった数値が出てきますが、この作況指数の計算では、今現在、都道府県のふるい目幅に沿った計算をしておりますので、次の変更事項とは全く関連はありませんので、事前に補足しておきます。

次のスライドに移りまして、こちらが調査の集計の流れの中で、作況指数はどんな位置づけにあるかを示したものとなります。中央の緑色の部分が作物統計調査となります。実測調査を行った後、10アール当たりの単収が算出されます。そして、作物統計調査とは別



で、左のピンク色の部分で書いております平年単収を使って作況指数が計算されています。下のほうに矢印が向かっていますが、同じ緑色の枠内ということで、本調査の集計事項となっております。

そして、同じ枠内の中央の下には収穫量を書いております。こちらの計算の方法といたしまして、作物統計調査の単収と、右の紫色のところ、こちらは、行政記録情報を活用した作付面積となり、この作付面積との積算で集計されております。

次のスライドは、作況指数の利活用の状況となります。こちらは、作況指数について、農林水産省では、平成21年産までは集荷円滑化対策で活用しており、平成29年産までは、生産数量目標にかかる削減の配分などでも活用していたそうですが、現在はどちらも使われていないとのことでした。

では、なぜ今回、このタイミングで作況指数の公表を取りやめるかという理由ですが、1つ目としまして、作況指数は、先ほども説明しましたが、30年間の穫れ高に対する今年度の状況を示すものです。繰り返しになりますが、30年の長期的なトレンドとの比較であり、近年の急激な気候変動を伴う収量の変化に対応できておらず、近年の動きを的確に表せていないということです。

2つ目は、本調査において、ほかに「指数」を冠する指標を設けていないため、これが本来10アール当たりの収量にかかる指標であるにもかかわらず、あたかも収穫量全体の多寡を示したといった誤解がなされる場合も多いことです。

そして、最後に、現状では作況指数自体を必要とする施策上の利活用がないこと、以上の3点を挙げております。

そして、今後の対応として、作況指数をやめた後ですが、作況指数に代わる新たな指標の作成の予定はないとした上で、前年産との比較については引き続き公表するとしております。

なお、注書きの部分は、参考情報となります。まず、農林水産省は作況指数を計算する際の分母、先ほどの計算式の分母の部分ですが、平年単収につきましては、令和7年産までは既に公表済み、令和8年産以降は取扱いが未定、つまり、どうなるか決まっていないとのことでした。

次に、本調査の集計事項において、「対平年比」「対平年差」として表章していた項目については、「対前年比」「対前年差」として変更する予定としております。

そして、3つ目、最後ですが、本調査では、麦類など、ほかの作物も当然調査していますが、こちらにつきましては、前年産の比較のほか、10アール当たりの平均収量対比を参考として公表しております。具体的には、10アール当たりの平均収量、これは過去7か年のうち、最高と最低を除いた5か年の平均値に対する当年産の10アール当たりの収量の比較でして、こちらについては今回特に変更はなしということとされております。

以上、3点が参考情報ですが、作況指数の公表の取りやめの説明は以上となります。

続きまして、次のページになりまして、収穫量（主食用）として計上する基準の見直しです。

まず、現状ですが、収穫量を集計する際の米については、これまで主食用に流通し得る

米の総量を把握するため、1.70mm以上、かつ、農産物規格規程三等以上を全国统一の基準として集計しています。

次のスライドで図式化しておりますので、そちらを御覧ください。まず、現状ですが、収穫量を集計する際の米については、左側が現状となり、左に「ふるい目幅」と書いており1.70mmの線がありますが、それより粒が大きいもの、つまり、上の緑色の部分を主食用として集計しています。

ところが、米のブランド化などで、現場の生産者において1.85mm、1.90mmなどのふるい目を用いて、米粒の大きな米を出荷する傾向があること、それに満たない大きさについては主食用として認識しない場合が多いとのことで、結果として、現行の1.70mmによる集計は生産現場の実感と乖離する状況になっているとのことです。

ここで、右の変更案の図を御覧ください。ふるい目幅を1.70mmから、都道府県別に生産者が最も多く用いているふるい目幅、具体的には1.85mmや1.90mmとなりますが、こちらに引き上げることにより、その結果、緑色の部分が少なくなります。これを主食用として集計することとしております。

また、引き上げた分、白色の部分が出てきまして、こちらは生産者ふるい下米といいますが、これまでの集計と比較できるデータの提供を継続するため、赤枠の部分、こちらは主食用プラス生産者ふるい下米として集計し、引き続き公表していくとしております。

なお、下の注書きの部分、参考情報ですが、従前から都道府県単位ごとにふるい目幅別の集計も行われておりまして、その集計は継続されるとのことです。

また、主食用、備蓄用、加工用等の合計である収穫量、こちらは子実用といいますが、これにつきましては、これまで公表しておりまして、今後も引き続き同じ基準による集計が継続されるとのことでした。

以上が集計する米の大きさの基準の見直しですが、これまでやってきたものは継続しつつ、提供する集計は多くなるような変更となっております。

次のスライドに移ります。米の最後の部分となりますが、水稻の調査票で用いている「くず米」の呼称の変更となります。

農林水産省では、米が主食とできるかどうかを判断する基準として、従前から1.7mmという線引きを設けており、それに満たないものにつきましては、農業分野での一般的な用語として、「くず米」という呼称を使っています。

これについて、農林水産省全体でその呼称を見直す方針が出たとのことでして、作物統計調査でも、実測調査で職員や調査員が用いている調査票にその記載があったということで、これを変更案のとおり、「1.70mmふるい下米」に変更する計画となっております。

以上が米に関する変更事項です。

次のスライドが、その他の見直しとなります。

まず、ブロッコリーについてですが、指定野菜化に伴う集計内容の充実が計画されております。

作物統計調査では、野菜について、野菜生産出荷安定法に基づき、指定野菜と指定野菜に準ずる野菜について把握しております。ブロッコリーは、現在、指定野菜に準ずる野菜

ですが、こちら、出荷量の増加を受けて、令和8年度から、指定野菜に変更されるとのことです。このため、ほかの指定野菜と同様に、用途別出荷量の集計などが追加される計画となっております。

続きまして、最後の変更となります。お茶について、調査対象名簿の作成効率化が予定されております。

お茶の調査では、茶畑から摘んだ茶を一次加工する荒茶工場を調査対象としておりますが、名簿整備としまして、現在、事業所母集団データベースを活用するほか、職員が地方公共団体や関係団体に対して情報収集をすることで整備しておりますが、これを今回民間委託化し、効率化を図るとしております。

具体的には、お茶に関しては、民間委託化して作付面積調査と収穫量調査を行っており、これに絡めて、経営体に対して、荒茶工場の加工を新たに始めていないか、また、名簿にはあるものの、そのタイミングでは調査対象として漏れているものがあり、その経営体に対しまして、やめてしまっていないか、情報収集を行い、名簿を更新することとしております。

以上がその他の見直しです。

説明が長くなり申し訳ございませんでしたが、以上が作物統計調査で今回予定されている変更事項となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○樫委員長** 御説明ありがとうございました。

本件は、産業統計部会に付託し、詳細につきましては同部会で御審議いただくこといたします。

それでは、ただいまの御説明につきまして、何か質問等あれば、よろしくお願い申し上げます。

清原先生、よろしくお願いします。

**○清原委員** 清原です。御説明、御丁寧にありがとうございます。

今回の諮問について、資料2-1の5ページで列挙されている内容であることを、今の御説明で理解いたしました。

それで、1点質問させていただきますが、4ページに「調査結果の主な利活用」が列挙されていて、2番目に、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づき毎年策定されている米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針策定の基礎資料とする」となっております。

昨年の秋頃から、お米については、本当に急速に店頭からなくなったり、あるいは、今年になってからも急激な価格の上昇が国民の皆様に大きな不安を与えています。この「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」策定は、本当に極めて重要になってくると思うのですが、今回予定されている変更は、このような計画を適切に行うためには特段の影響はないと認識してよろしいでしょうか。

やはり今後、今まであまりこの調査に注目されていなかった方々も、今回のこの調査の変更については従来以上に注目されると思いますので、きちんとした指針が策定されるための根拠となる調査は、引き続きこのような変更があってもなされると説明していただい

たほうが安心いたしますので、よろしくお願いいたします。

○樫委員長 本件、農林水産省のほうに御回答いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○内田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 農林水産省生産流通消費統計課長の内田と申します。御質問いただき、ありがとうございます。

今、御質問いただきました件ですが、11ページを御覧いただければと思います。今、御質問いただきました内容、いわゆる私ども、需給見通しと呼んでおりますが、今後の米の需要なり、あるいは供給の見通しというものについて毎年計画を立ててやっているもので、その中で私どもの調査につきましても、今年の米の生産がどれほど穫れるのかということ、この統計の値を基に見通しに反映している状況になっております。

この11ページの資料にもありますが、ここにあります1.70mm以上のものを生産量とみなして、需給の見通しに反映させているというところです。今回、このふるい目の見直しを行います、1.70mm以上のものは引き続き把握するという形になりますので、そういった意味では、これまでと変わりなく、需給見通しは、別の部局がやっておりますので、今回の見直しを踏まえてどういう形でやっていくのかというのはまたよく確認していかなければいけないと思っております。そういった意味では、これまでと同じようなデータも引き続き取る形になりますので、何かそれによって大きな支障が生じることはないと考えているところです。

○樫委員長 清原先生、よろしくお願いいたします。

○清原委員 ありがとうございます。今、内田様から御説明いただいたように、やはり需給についての適切な資料に基づく農林水産省における判断が、国民の信頼を確保するには重要だと思っておりますので、今、特段、このような変更があっても、見通しに対する指針について影響がないということを聞いて、安心いたしました。

少なくとも「作況指数」をめぐる誤解をなくしながら、正確な情報を伝えていただくという方向だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○樫委員長 どうもありがとうございました。

福田先生、手が挙がっております。福田先生、よろしくお願いいたします。

○福田委員 ありがとうございます。私も、作況指数は誤解を生むものだということ自体はそのとおりじゃないかなということで、特に反対するわけではないのですが、今回のいろいろな問題が、世の中の人が作況指数を誤解して、起こったとは、残念ながら私は考えてはいません。

そういう意味では、少なくとも農林水産大臣が発表したことを基にいろいろと判断して混乱が起こったと私はむしろ思っています。農林水産省は、いろいろなデータを発表しておりましたが、世の中の人が作況指数を勝手に誤解して、米が足りていると思ったりしたなどのことが起こった。そういう症状ではなかったというふうに私は思っていて、世の中の人が誤解するからよくないとか、そういう話はもちろん一般論としては大事なのですが、何となく話がすり替わっているような気がしてしょうがないというのが個人的な感想です。

少なくとも3月ぐらいまでの段階では、俗称、消えた米調査というのが農林水産省から出た。正確名称は別の名前ですが、そういった意味で、米の収穫量を、少なくとも統計を作っている人たちは本来は正確に知っているはずです。誤解がないはずの調査結果でも、やはり米は十分足りているのではないかという主張がされていたわけですので、そういった問題との整合性をきちんと何らかの形で情報発信していただきたいと個人的には考えています。

唯一、今回の御提案であったのは、ふるいのかけ方を変えることで、過大評価されていた生産、少なくとも主食米の過大評価はある程度修正されるという御提案だったと思いますし、それはそれで必要なことだとは思いますが、本当にそれだけだったのか、それ以外の問題もあったのかということに関する検証も併せてやっていただかないと、何となくしっくりこない感じはあるとは思いますが。

これから部会等で検討されるということなので、ぜひそういうことも含めて議論を深めていただきたいと希望したいと思います。

○**椿委員長** 福田先生、どうもありがとうございました。

これは、少し部会審議に関わることもかもしれませんが、農林水産省から何かコメントございますか。

○**内田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** 御質問ありがとうございます。

私どもの説明も不十分で申し訳ありませんが、今回の米の価格高騰がこの作況指数に関する誤解を基に生じたわけではなくて、米の価格高騰については、いろいろな流通面のことも含めて、これは別の場でこれから検証される形になっております。

一方で、私ども、今回、米の価格高騰を受けて、生産現場に赴いて、私どもの調査に関してどういう課題があるのかということのをいろいろと把握してきた中で、作況指数については、先ほど御説明いただきましたが、平年収量が過去30年、長いトレンドを基にしたものであって、それと生産者の方々が感じている、特に前年とか直近のものとの比較ではずれが生じているといった面や、あるいは、作況指数はあくまでも単位面積当たりの収量の比較ですが、収穫量全体がこの指標によって表されるものだという認識もされております。そういったところでいろいろと支障があると認識をして、今回、廃止ということで、私どもとしては考えたところです。

特に今、米が足りていないのではないかとといったような御指摘もある中で、この秋の生産がどうなるのかは非常に注目を受けているところです。作付面積につきましては、先週の金曜日に公表されましたが、8%ぐらい増える状況になっております。

一方で、この作況指数が例えば100を切ってしまったときに、その数字だけが出て、実は米は少ないのではないかというような認識にもなってしまうといった懸念があるところですが、作付面積が増えるということで、全体としては収穫量が増える可能性もあって、そういった意味では、作況指数ではなくて、収穫量全体を皆様にも御認識いただいて、前年との関係でどう増えているのかということで、米の状況がどうであるかというものを認識していただきたいと考えております。

そういったことも含めて、今回、作況指数ではなく、収穫量を前面に出していくという

見直しをさせていただきたいということを御提案しているところですので、よく部会の中でも御説明をさせていただきたいと考えております。

○樫委員長 どうもありがとうございました。

福田先生、よろしいでしょうか。

○福田委員 非常に関心のある問題だと思いますし、部会でももちろん議論を深めていただき、作況指数は使わないにしても、きちんと一般の人が見て分かるようなデータが公表されて、実際に米は十分穫れているのか穫れていないのかというのが分かるような統計が公表されていくような工夫をしていただくことは大事だと思います。部会での審議をぜひともよろしくお願いいたします。

○樫委員長 どうもありがとうございました。

ほか、先生方いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントさせていただきます。作物統計調査は、水稻をはじめ、主要作物の生産実態を把握する重要な調査であることは言うまでもありません。

今回の申請では、以前から予定されていた野菜やお茶に関する変更のほか、最近特に統計の関心の高まりが米統計について出てきたということで、集計内容や集計基準の見直しが予定されていると伺っております。

統計をつくるとき、どのような視点からどのような形でデータを提供するのかということに関しては、統計作成に関する、要するコストと利活用のバランスということ、これを見つつ判断されるものと思います。

本調査においては、米が我が国において最も重要な作物であるという要素も、もちろんこれは重要であるということです。

今日、先生方から審議に関していろいろな論点を出していただきました。部会長の樫先生をはじめ、産業統計部会に所属の先生方は論点の多い議論になろうかと思いますが、丁寧な御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の議事に移らせていただきます。部会の審議状況についてです。

まず、産業統計部会での経済産業省生産動態統計調査の変更に関する審議状況について、部会長の樫先生から御報告をよろしくお願いいたします。

○樫委員 樫です。経済産業省生産動態統計調査の変更に関する部会の審議状況について、御報告をいたします。

資料3を御覧ください。本件につきましては、5月の統計委員会で諮問された後、産業統計部会において、5月27日に第1回の部会、6月19日に第2回の部会を開催いたしました。第1回の部会の審議状況につきましては、先月の統計委員会で御報告をいたしましたので、本日は第2回の部会の審議状況について御報告をいたします。

第2回の部会では、統一基準の見直しに関する残りの論点と、調査品目の区分変更、調査方法の変更、さらに、前回答申における今後の課題と留意すべき事項について審議をいたしました。

統一基準の見直しについては、1ページに審議の状況を記載しております。まず、製品欄の調査品目の変更につきましては、基礎資料となる統計調査の変更や、新規に調査品目

として繰り入れる商品を選ぶ際の選定基準である年間出荷額など、調査品目の新設や統廃合の見直しに関する考え方について審議をいたしました。また、調査品目を見直す際に対応する分類について、その内容を審議しております。

その結果、新規調査品目の採用基準の変更につきましては、より幅広い品目を採用できるということから、賛同が得られました。

一方で、変更案の記載内容の一部につきまして、表現が抽象的であるという指摘があり、次回の部会で再整理をすることとなりました。

なお、委員からは、生産規模が縮小した際に、他の品目と統合して調査を継続しているということだが、品目を統合する際には慎重な検討を要するという意見や、それから、本調査の見直しを行う際に対応すべき分類が、日本標準産業分類と、総務省が策定した生産物分類ということであれば、その旨を明記したほうがいいというような御意見がありました。

次に、資料3の2ページ目の生産能力と設備欄の変更についてです。具体的には、調査の拡充に関する記述を削除する理由について審議をしております。その結果、本項目は、利用者のニーズが高く、引き続き調査を行っていくという方向性を確認しつつ、一方で、現状に即して、調査の拡充に関する記述を削除するということについては、おおむね了承されました。

なお、これに関しまして、委員からは、生産能力の把握を継続するということの評価したいということ、それから、今後も継続して調査する品目については、調査内容を実態に合わせるような工夫を継続してほしいというようなことの御意見や御要望がありました。

最後に、資料3の2ページ、上から2番目にある調査票の変更についてですが、調査票の再編・統廃合の判断基準に調査項目が類似している場合というのを追記するということについて、審議をいたしました。

その結果、追記する必要性についてさらなる確認が必要であるということから、次回部会で再整理をするということになりました。

統一基準の見直しに関する審議の状況についての御報告は、以上です。

統一基準の見直しにつきましては、大枠で了解が得られておりますが、幾つかの疑義が残っておりますため、次回の部会において、調査実施者から追加の御説明をいただくこととしております。

次に、(3) その他の変更について御報告をいたします。

資料3の3ページ目の上から2番目に、審議の状況を記載しております。そちらを御覧ください。

まず、アの報告を求める事項の変更といたしまして、機械器具月報（その40）で把握をしている品目区分のうち、モータースクーターを含む二輪自動車について、調査品目の区分を変更する理由や背景を審議いたしました。

その結果、今回の区分変更は、原動機付自転車に関する法令の改正を踏まえて行われるものであり、統一基準に沿っていること、また、業界団体とも調整済みであるということから、適当と整理をいたしました。

次に、イの調査方法の変更といたしまして、調査票の提出方法のうち、電磁的記録による提出について、記述を削除することについて審議をいたしました。

その結果、本調査の調査票の提出に当たり、オンラインによる提出が進展し、当該記述を削除しても支障がないということが確認されたことから、適当と整理をいたしました。

続きまして、前回の答申における今後の課題への対応についてです。

資料3の3ページの下の方を御覧ください。令和元年の前回答申における今後の課題のうち、統計委員会への報告が未了であった本調査の母集団名簿の整備方法に関する課題について、調査実施者の対応状況を確認いたしました。

その結果、調査実施者からは、経済センサス - 活動調査名簿情報を用いた検証を行い、本調査で未把握となっていた事業所については、その内容について確認を行った上で、本調査の調査対象名簿への繰入れ作業を実施したという報告がありました。

また、今後は経済構造実態調査名簿情報を用いた検証を実施するということです。

これらの対応については、おおむね適当であると整理しましたが、経済構造実態調査名簿情報では、現在も検証が継続中であることから、今回の答申での取扱いについては、次回部会において検討することとしております。

次に、前回答申における留意すべき事項への対応についてです。資料3の4ページ目の一番上の欄を御覧ください。前回答申では、本調査が全面的に民間委託に移行することを踏まえて、円滑に移行を進めるために留意すべき事項として、調査のノウハウの提供等が指摘されておりました。

調査実施者からは、民間委託後に調査のノウハウについて民間事業者へ情報共有し、都道府県へIIP作成のためのデータ提供を実施している旨の報告があり、これらの対応については適当というふうに整理をいたしました。

次回の部会につきましては、(1)統一基準の見直しについて、再整理となった事項の確認を行った後、答申案を取りまとめることとしております。

私からの御説明は以上です。

**○樫委員長** 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告につきまして、何か御質問等あれば、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントさせていただきます。第1回第2回の部会を通じまして、今回諮問された変更事項につきましては、一通り審議を行い、変更の方向性についてはおおむね適当と整理されたものの、幾つか確認を要する事項がある状況だと理解いたしました。

次回の部会では、残された事項につきまして確認した上で、答申案について審議されるとのことです。部会長の樋先生をはじめとしまして、産業統計部会に所属の委員の先生方におかれましては、引き続き部会での御審議、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次の議事に入ります。次も部会の審議状況についてです。サービス統計・企業統計部会での小売物価統計調査の変更に関する審議状況につきまして、部会長の菅先生から御説明をよろしくお願いいたします。

**○菅委員** それでは、小売物価統計調査の変更に関する部会での審議状況について、御報



告いたします。

本件につきましては、先月の統計委員会で諮問された後、7月4日にサービス統計・企業統計部会において第1回の部会審議を行っておりますので、本日はその状況を御報告いたします。

それでは、資料4を御覧ください。第1回の部会では、1（1）調査対象の範囲の変更を中心に審議を行いました。

まず、（1）のA 選定基準に基づく調査品目の変更等です。これは、選定基準に基づき、動向編及び構造編における調査品目の一部を廃止することや、動向編の一部品目へのPOS情報の活用について計画するものです。

また、これと関連して、今後の課題のうち、POS情報等を活用する品目の拡大の検討、選定基準における品目の定義の検討等と、第IV期基本計画への対応状況のうち、POSデータ等の活用拡大の検討についても併せて審議を行いました。

その結果、調査品目の一部廃止につきましては、選定基準に基づき、把握の必要性が低下した調査品目等を廃止しているものであること、POS情報の活用は統計調査員の業務負担の軽減に資するものであることから、適当と整理いたしました。

なお、委員からは、品目の追加や廃止をする際、見直すこととした背景事情や、消費者物価指数の統計精度に与える影響について、統計利用者に対する情報提供が必要であること、POS情報についてより活用範囲を拡大できるよう検討を加速すること、POS情報等の活用を拡大する際は、価格の代表性を担保できているかを検証すること、品目の名称については、一般的に広く使用されるものが望ましいので、利便性向上のため、必要に応じて見直しを行うことといった御意見、御要望がありました。

続いて、イ 品目の名称整理です。現在、調査計画上、上位品目と調査品目という2つの区分を置いており、このうち上位品目は、家計調査の収支項目分類に準じて財・サービス群を設定、表記している区分となります。本申請では、これを廃止したいというものです。

これにつきましては、上位品目を廃止することによる利活用への影響などを中心に審議を行いました。

その結果、実態として、上位品目の区分は調査結果の公表においても使用されておらず、廃止しても影響はないこと、家計調査の収支項目分類と消費者物価指数の品目との対応関係についても引き続き公表されるということから、適当と整理いたしました。

なお、委員からは、現在も家計調査の収支項目分類と消費者物価指数の品目の対応関係について公表されているとのことですが、今後も統計利用者に対する情報提供をより丁寧に行うことといった御意見、御要望がありました。

続いて、1（2）使用する統計基準等の記載の変更ですが、これは季節調整プログラムを変更することに伴い、調査計画に記載されているプログラムの名称を「X-12-ARIMA」から「X-13ARIMA-SEATS」に変更するというものです。

これにつきましては、プログラムの更新に伴う結果数値への影響の有無などを中心に審議いたしました。

その結果、現行のプログラムが既に提供を終了していることを受けて、最新のプログラムに更新するものであり、季節調整の設定自体は従前と変更がないため、結果数値への影響はないことを確認できたことから、適当と整理いたしました。

ここまでが第1回の部会審議となります。

次回の部会では、前回答申の今後の課題への対応状況、及び第IV期基本計画への対応状況について審議を行う予定です。

私からの説明は以上のとおりです。

**○樫委員長** 御報告ありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告につきまして、何か御質問等あれば、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、私のほうからコメントさせていただきます。1回目の部会では、選定基準に基づく調査品目の変更、あるいはPOS情報等を活用した品目の拡大、これに関連した今後の課題等について審議され、おおむね適当と整理されたと理解いたしました。

部会の中では、品目の追加、廃止について、それぞれの背景事情や統計精度に与える影響などについて、統計利用者に対して情報提供すること、POS情報については、その代表性を確認しつつ、活用拡大に向けた検討を加速することなどの御指摘があったということです。

これらはいずれも大変重要な御指摘と考えるので、総務省におかれましては、ぜひ丁寧な対応をお願いいたします。

部会長の菅先生をはじめ、サービス統計・企業統計部会に所属の先生方、委員の皆様方におかれましては、引き続き部会での御審議、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に入ります。次の議事も部会の審議状況についてです。

統計作成プロセス部会での審議状況について、部会長の津谷先生から御報告をよろしくお願いいたします。

**○津谷委員** ありがとうございます。それでは、資料5により、統計作成プロセス部会の審議状況について御報告いたします。

去る6月26日に開催された第9回統計作成プロセス部会では、PDCAサイクルによる公的統計の品質の確保と向上のために、令和2年度から各府省が行っている点検・評価の取組と、令和5年度後半から本格的に実施されている統計作成プロセス診断について、令和6年度の取組状況を中心に事務局から報告と説明があり、これを基に、各委員より、各府省における取組の着実な推進に向けて御意見や御助言をいただきました。

まず、今回、部会で報告が行われた令和6年度の取組状況について、事務局からポイントを説明していただくようお願いいたします。

**○栗原総務省政策統括官（統計制度担当）付統計品質管理推進室参事官** 統計作成プロセス部会の事務局担当参事官の栗原です。

それでは、部会長からの御指示に基づきまして、統計作成プロセス部会で、6月26日の当日、事務局から御説明、御報告いたしました資料について、それぞれポイントを御説明申し上げます。

資料は、資料５の参考１及び参考２に、当日部会の資料を添付しているところです。

まず、資料５の参考１、点検・評価の取組状況についてです。本点検・評価は、令和２年１０月から取組を開始しており、各府省が統計調査の実施後に、その実施状況などを自己点検し、その結果を次回以降の調査計画や業務マニュアルなどの見直しに反映して、不断に改善を図るものであり、委員の皆様御承知のとおり、公的統計の品質管理の中核となる取組です。

点検・評価とはどのような取組かということにつきましては、委員の皆様、既に御承知のことと存じますので、説明は省略させていただきます。参考１の３ページ目を御覧いただければと思います。令和６年度に各府省が実際にどの程度点検・評価を実施したのか、その実施状況を取りまとめたものが３ページ目です。

府省ごとに整理したのですが、合計を御覧いただきますと、一番下の欄です。左側、令和６年度は１１５調査を実施、右側、令和７年度は１１０調査を実施予定となっております。

他方、これは単年度で見ただけでは全体像が分からないという表になっておりますので、令和２年度から令和６年度の間の点検・評価実績を、統計調査ごとにこの期間中に一度でも点検・評価を実施したのかどうかというのを整理させていただきました。それが次の４ページ目です。左側のＡの枠が母数となる調査数です。右側の青のＢの部分をご覧いただければと思います。これが御覧のとおりですが、基幹統計調査は、全調査が一度は点検・評価を実施済み、１００％です。一般統計調査も９割以上の調査で実施済みとなっております。点検調査が順調に行われているということが確認できたと考えているところです。

次に、各府省において点検・評価を通じて課題が把握され、改善に取り組まれている事項につきまして、点検・評価の結果の中から幾つか事例を挙げて御紹介、御報告したものが５ページ以下です。

個別の説明につきましては省略させていただきますが、例えば、マネジメントの改善で、業務の標準化等を図るための業務マニュアルの整備・改善に取り組まれたといった事例がありました。

ページが飛びまして、７ページ目を御覧ください。以上の改善例を含めまして、点検・評価結果の中には、下の米印にありますとおり、統計作成プロセス診断による助言などを踏まえて、見直し・改善についても盛り込んで、公表されているものもありました。

令和６年度の点検・評価においては、令和５年度、６年度にプロセス診断を実施した調査、施行調査で対象となった調査のうち、１０調査について点検・評価が実施され、全ての調査においてプロセス診断での助言などについて、今後の検討課題とする旨の記載がありました。

なお、令和６年度に診断を実施した９調査のうち７調査について点検・評価を実施しているところでありまして、残り２調査は、令和７年度以降に点検・評価を実施予定となっております。

以上が参考１の説明です。

引き続きまして、参考２の説明に移りたいと思います。統計作成プロセス診断の実施状況についてです。

点検・評価と同じく、プロセス診断とは何かという点につきましては、委員の皆様、既に御承知かと存じますので、説明は省略させていただきます。

令和6年度 of 取組実績状況の御報告をさせていただきます。参考2を御覧ください。資料の構成ですが、3ページ目に総論的なものを入れて、4ページ目から7ページ目が、令和6年度の診断を踏まえて助言を行った主な事例、それから、8ページ以降が好事例という資料構成になっているところです。

まず、3ページ目ですが、令和6年度のプロセス診断の総論です。令和6年度は初めて通年で診断を実施いたしまして、9基幹統計調査を対象に実施いたしました。助言・好事例の総数は85件であり、助言41件、好事例44件で、どちらが多かったというような偏りはありませんでした。

それから、要求事項の各項目に沿って、どのプロセスに該当する事項を取り上げたのかを整理したところ、マネジメントと実査、重要な部分ですので、これが約8割となっているところです。

次のページ以下は、診断を踏まえまして、統計監理官から診断対象府省に対して行った助言・好事例のうち、主な事例を掲載しております。個別の紹介は省略させていただきますが、助言については、要求事項に対して不適合だからという理由の助言ではなくて、もっとよくするための観点でありますとか、これから取り組もうとしていることを後押しする、これから取り組もうということについて、専門的な立場からまさにアドバイスしたような観点からのものが主となっているところです。

最後に、今年度を含めた今後のプロセス診断の予定についてです。12ページを御覧ください。こちらにも既に委員の皆様、御承知のとおりですが、第IV期基本計画別表の、今後5年間に講ずる具体的施策におきまして、統計作成プロセス診断を全ての基幹統計調査を対象に計画的に行うとされております。令和5年度後半から本格実施となり、下の参考で示している表のとおりです。令和5年度に4調査、6年度に9調査、計13調査を実施することができました。今年度は11調査について診断を予定しております。基幹統計調査は50ありますので、計画どおり実施できれば、約半分の診断を終えるということになります。令和9年度までに全50基幹統計調査の診断を終えることを目指して実施したいと考えているところです。

なお、令和7年度以降の診断実施に当たっては、診断対象数が過去と比べて増えますので、令和6年度の診断の結果や、各府省からの御提案を取り入れつつ、業務の効率化や受診府省の負担軽減を引き続き図っていきたいと考えております。

事務局からの資料のポイント説明は以上になります。

**○津谷委員** ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましたとおり、各府省における点検評価の取組状況につきましては、1点目として、府省によってやや進捗状況に差異が見られるものの、基幹統計調査、一般統計調査とも、点検・評価の実施がほぼ一巡するなど、総じて各府省において計画的に取組が進められ、全体的に順調に進捗していること。

2点目として、点検・評価の取組を通じて、各府省において主体的に各統計の作成プロ

セスの見直しや改善が進められていること。

3点目として、プロセス診断の結果を点検・評価することにより、それを利活用する事例が見られるようになってきたことなど、着実に取組が進められていることを確認いたしました。

各委員からは、資料5の議事概要にありますとおり、着実な進捗や前向きな取組を評価する御意見とともに、総合的な品質管理は、課題に対応しながら、組織としての実力を上げることも重要であり、次に同じような問題が起きても解決できるという、組織としての力が大切になる。そのためには、各府省の点検・評価の結果を組織内だけでなく、府省間で横展開していくことが重要であるなど、さらなる推進、充実を期待する御意見をいただきました。

この各府省による点検・評価の取組は、統計作成プロセスの透明性の観点も含め、公的統計の信頼回復と、さらなる品質の確保と向上を図るための重要な取組であることから、当日の審議を踏まえて、本部会においては、まず、点検・評価の取組のさらなる推進を図っていただくよう各府省に要請するとともに、部会としても必要な支援などを行っていくことといたしました。

次に、総務省が実施する統計作成プロセス診断の実施状況につきましては、第1に、令和6年度は診断が初めて年間を通して実施されたこと、第2に、マネジメントと実査のプロセスにおいて、助言した事柄、好事例とした事柄が約8割を占めていたこと、第3として、第Ⅳ期基本計画期間内に全ての基幹統計調査の診断を実施するために、計画的・効率的に取り組んでいく予定であることなど、取組状況を部会において確認いたしました。

各委員からは、資料5の議事概要にありますとおり、着実な実施を期待する御意見とともに、オンライン調査の普及、システムの利活用に引き続き取り組んでもらいたい。

また、業務フロー図があると業務の全体像が分かりやすくなるので、ぜひ作成するようにしてもらいたい。

また、ヒアリング時間の短縮の方法としては、マネジメント以外のプロセスについては、分担して同時並行で実施する方法も考えられるのではないかと。

そして、現状においても、要求事項の全項目に対してヒアリングを行っているわけではなく、事前に提出されたマニュアルから読み取れる内容についてはヒアリングを行わないなど絞り込みを行っており、ヒアリングの時間短縮のために対象事項をさらに絞り込んでほしいということは理解できるが、府省の担当者と統計監理官とで制限を設けずに意見を交換する場は持ち続けたほうがよいのではないかとという御意見。

また、将来的にシステムよりプロセスごとのログを詳細に取れるようにしておくのではないかと。例えば、回収率の上昇度が過去と比較して低いなど、指標が通常と異なる動きを示しているプロセスに限って診断をするといったようなことも考えられるのではないかとという御意見。

また、調査員確保が年々厳しく難しくなっていることから、調査の継続性に危機感を持っている実施者が多いため、調査のマネジメントや企画部分のヒアリング時に継続性の視点から問いかけていくことにより、診断の意義も増すのではないかとという御意見。

そして、チェックリストによるマニュアルの整備状況の確認や、ヒアリング前の事務局とのやり取りにより、診断を受ける府省において業務の振り返りと確認ができる効果があるということなど、さらなる推進と充実を期待する御意見や、将来的な診断の在り方についての御提案をいただきました。

このプロセス診断の取組は、点検・評価の取組と併せて実施されており、統計作成府省自身による自主的・主体的なPDCAサイクルの実施のさらなる充実や実効性の確保を図るために大変重要な取組であることから、当日の審議を踏まえ、本部会においては、プロセス診断がより実効性の高い取組となるよう、不断に見直しを行うとともに、引き続き計画的かつ円滑な実施、及びこれに向けた相互協力、そして、診断を通じた統計作成プロセスの見直しと改善に取り組むよう要請するとともに、部会としても必要な支援などを行っていくという結論に至りました。

私からの御報告は以上です。

**○樁委員長** 御報告ありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告につきまして、何か御質問等あれば、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントさせていただきます。令和2年度からスタートした点検・評価の取組につきましては、先ほど御説明ありましたように、基幹統計調査、一般統計調査とも、9割以上の調査において一度は実施されたということで、各府省自身による統計作成プロセスの見直し、あるいは改善が進められているということで、取組がおおむね順調に進捗しているということは、統計委員会としても高く評価したいと思います。

PDCAサイクルの確立というのは、統計の品質確保向上に必要不可欠な取組であり、その中核となる自らの点検・評価、この着実な実施と、さらなる充実、改善に取り組んでいただければと思うところです。

統計作成プロセス診断につきましては、令和5年度後半から本格実施され、昨年度初めて年間を通じて実施されたということです。診断は、各府省が行う自己点検・自己評価をさらに後押しし、各統計の作成プロセスの水準を徐々に段階的に底上げして、公的統計全体の総合的な品質の向上につながる取組と考えておりますので、診断が計画的かつ円滑に実施されることを期待します。

ただ、診断は、事務局も含めて相当いろいろな負担をかけているということは、私自身も参加しているのでよく承知しており、部会においてもその点で様々な意見が出たということです。そういったアイデアも参考にしながら、負担を軽減するとともに、効果的にしていくという、そういう診断の改善、両立させることに努めていただければと思います。

引き続き総務省、各府省におかれましては、点検・評価の取組の継続、さらなる進展を図っていただくこととともに、統計作成プロセス診断の計画的・円滑的な実施、特に活用というものを図っていただくようお願いしたいと思うところです。

部会長の津谷先生をはじめ、統計作成プロセス部会に所属の委員の皆様、部会での御審議、ありがとうございました。

それでは、次の議事に移らせていただきます。最後の部会報告になります。

デジタル部会での審議状況につきまして、部会長の清原先生から御報告をよろしくお願い申し上げます。

**○清原委員** ありがとうございます。デジタル部会長の清原です。

それでは、資料6－1を中心に、資料6－2、資料6－3を随時御参照いただきながらお聞きいただければと思います。

令和7年6月23日に、第6回のデジタル部会を実施いたしました。出席者は標記のとおりです。

議題は2つありまして、それぞれについて概要を御説明いたします。

まず1点目、各国における電子商取引の把握の状況についてです。諸外国の電子商取引に関する把握の状況について、各国へのヒアリング調査の結果を整理した資料6－2に沿って、事務局から報告をしていただきました。資料6－2の2ページにありますように、各国の電子商取引関連の実態を把握するために、韓国、米国、カナダ、ドイツ、ベルギー、エストニアからは回答いただき、回答をいただけなかったオランダ、スペイン、デンマーク、イギリスについては、事務局で公表資料に基づいて整理をしていただきました。

3ページにありますように、データの利活用の目的、そして、4ページにありますように、電子商取引の定義等について調べました。

そして、続きまして5ページ、電子商取引の調査対象産業、続いて6ページ、5、統計調査と項目の結果精度、7ページ、6、統計調査の困難な点及び解決策について調査結果を報告していただき、8ページにまとめとして4項目を共有しました。

1点目、データニーズについては、ほとんどの国において国際機関へのデータ提供を指摘していること、また、このほか、デジタルSUT推計のためとする国も見られたことを確認しました。

2点目に、国際比較可能性の観点からは、取引の定義や調査対象産業について、一部の国を除いて、OECDやEurostatモデル調査に基づく国が多いことも確認しました。

3点目、継続して調査を実施している諸外国においても、調査実施上の困難な点として、定義に関する回答者の理解不足や、企業の記録と取引の定義との不一致など、結果精度に関する点が指摘されていきました。

4点目、他方で、国によっては、自国のデータニーズの観点から必要となる結果精度を確保しつつ、調査が実施できているとの声も聞かれている。こうした国について、さらに調査実態を調べていくことが有益かということをご共有いたしました。

資料6－1にお戻りください。部会において出された主な意見につきましては、海外の電子商取引に関する調査実態がよく分かった。特にEU諸国においては、EU規則による各国の報告義務が、主たる調査目的と理解できる。また、回答者である企業が、調査事項の定義について十分に理解できていない部分もあるとのことであり、回答者側の視点に立った調査内容を設計することが重要であろうということです。

まとめとして、私より次のようにコメントをさせていただきました。過去の部会においても説明のあったとおり、日本においても電子商取引に関する調査を行っていましたが、企業会計実務からの乖離による実態把握の難しさや未回答の多さなどを理由に、調査項目

としては縮減した経緯があります。この点、電子商取引の統計調査を継続して実施している諸外国においても、多くの国で日本と同様の調査の難しさに直面していることが明らかになりました。

一方で、国によっては、自国のデータニーズの観点から必要となる結果精度を確保しつつ、調査を実施できているとの声も聞かれたことから、日本におけるユーザーニーズを踏まえながら、他国の好事例や国際的な議論の進展などについて情報収集し、今後の対応について検討を深めることは重要と考えます。事務局においては、引き続き電子商取引に関する統計調査の国際的な動向に関する継続的な調査研究を実施していただきたいということで、お願いをしたところです。

2 番目の議事は、これまでの部会での審議内容等の取りまとめについてです。デジタル部会におけるこれまでの審議内容等の取りまとめの素案は、資料 6－3 として、事務局でまとめていただきました。この内容について説明をしていただき、その後、意見交換を行いました。

資料 6－3 を御覧ください。今期デジタル部会の審議についてまとめさせていただくことで、次期に向けて継承していただける論点整理ができればということでまとめたものです。

第 1 章は、本文書の背景及び目的、第 2 章は、統計の対象としてのデジタル化、そして、3 ページは統計的把握の方法論、4 ページに、第 3 章として、統計調査のデジタル化について項目を掲げて整理をしたところです。

なお、8 ページ以降には、公的統計の整備に関する基本的な計画におけるデジタルに関する記載を参考までに載せているところです。

このような素案の内容を共有して、皆様と意見交換をいたしまして、資料 6－1 の 2 ページのような意見が提出されました。

まず、統計の対象としてのデジタル化の記載に関する意見としては、D X の把握は非常に重要であるが、D X に関する金額的評価などの把握方法についてはかなり難しい点があり、日本を含めた各国の統計機関で共通の課題であると理解。そこで、各国の D X に関する統計的把握の状況について、さらに調査することの必要性があるということ。

次に、D X に関連するデジタル技術のうち、特に A I については、社会へのインパクトが大きいと考えられることから、業務の効率化にとどまらず、新しい産業の創出や、雇用を含めた既存の産業への影響など、A I がもたらす社会構造全体の変化を捉える視点が必要。このような意見については複数出されて、共有したところです。

次に、統計調査のデジタル化の記載に関する意見といたしましては、1 点目、生成 A I の技術を、企画、実査、審査・集計、公表・提供といった統計作成プロセス全般にわたってどのように活用できるかについて検討することが有益ではないか。また、A I 技術を利用した統計に関する情報の多言語での発信という観点も重要ではないかということです。これについては、統計作成プロセス部会と共有をしながら検討していくことが有用と考えます。

次に、諸外国の公的統計機関における I T 投資や新たなデジタル技術の利活用状況など



を把握し、統計調査のデジタル化に関する中長期的な課題に対応していけるとよい。

3点目、国際的な議論の場においても、「AI Readiness」、すなわちAIの効果的な利活用に当たっての技術的、法律・倫理的な準備状況が大きく注目されていることから、デジタル部会においてもAIについて引き続きの議論をお願いしたい。

そして、最後に、各府省における統計調査のデジタル化の推進は重要な課題であるため、「必要な協力又は支援をしていく姿勢が必要であると考えられる」の前に、「統計委員会」がその協力または支援をしていくというふうにする必要性が指摘されました。

また、取りまとめの構成に関する意見につきましても、今回、事務局から提示のあった資料6-3に加えて、ポイントをまとめた概要版を作成して発信することが有意義である点。

また、第3章の統計調査のデジタル化では、中長期的な展望の記述があるところ、第2章の統計の対象としてのデジタル化についても、同様の中長期的な展望の記述があってもよいのではないかと。これについては、それぞれに用意してもいいですが、第4章として、統計の対象としてのデジタル化及び統計調査のデジタル化双方に関する中長期的な展望や、今後の取組への提案についてまとめるのも一案というような意見もありました。

そして、特に中長期的な展望や今後の取組への提案については、1点目、論旨を明確化する観点から、令和8年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議のエッセンスを反映させること。特に、統計の国際比較可能性の向上に関しては、事務局による継続的な諸外国に対する電子商取引関連の実態調査についても言及すること。

2点目、注目度の高い生成AIに関する記述を充実させること。

3点目、統計の対象としてのデジタル化については、これまで部会で扱ってきた経済のデジタル化にとどまらず、今後は、幅広い社会的側面に影響を与えるデジタル化を念頭に整理する必要があるのではないか。このような意見が出されました。

そこで、まとめとして、部会長の私からは、今回の意見を反映した修正案を作成した上で、次回の部会において審議し、取りまとめたい旨を発言いたしました。

9月上旬に次のデジタル部会を予定しておりまして、本日御報告させていただいた資料6-3を、さらに皆様の御意見を反映して、充実して取りまとめていきたいと考えております。

以上、デジタル部会におきましては、今期の皆様の意見交換を、ぜひ次期の審議に継続していただくように取りまとめる方向でこのように議論しておりますことを報告させていただきました。

以上でデジタル部会の報告といたします。よろしくお願いいたします。

**○樫委員長** 御報告ありがとうございました。

それでは、ただいまの清原先生の御報告につきまして、何か質問等あれば、よろしくお願いいたします。

福田先生、手が挙がっています。福田先生、よろしくお願いいたします。

**○福田委員** 清原先生、御丁寧な御説明ありがとうございました。非常に有益ないろいろな助言をされていて、非常に重要な御提言だと思います。

デジタル部会は誰に対するデジタル化の話をするのかなというのは私も感じて、今日のお話はやっぱり統計作成者に向けたデジタル化対応の提言というのが大半を占めていたかとは思いますが。ユーザーは、別途いたりとか、いろいろな立場もいるとは思いますが、取りあえず統計作成者に対する助言というのが多かったのではないかというのが、私の今日伺った印象でした。

そうしたときに、日本の場合、本当に統計の作成というのは分権化されていて、省庁ごとにいろいろな統計作成をされているという特徴がありますが、そのときに、各省庁がそれぞれデジタル化の取組をやるよりは、やっぱり一括してデジタル的なシステムというのをやったほうが、個人的には明らかに効率的ではないかと思っています。ただ、それを総務省がやるのか、それともデジタル庁がやるのかというのはまた別の次元の問題になってきて、デジタル庁とのインタラクションというのは、これまでやられていたかどうかちょっと把握しておりませんが、デジタル庁とも非常に関わってくるような問題を取り扱っているとは思いますが。今回はそれでももちろんまとめられたので、特にどうこうということではないですが、また来年度以降も引き続きやられる際に、こういうデジタル庁とかとの関連というのを議論されたのかもしれませんが、どういうふうに位置づけられているのかということを教えていただけると幸いです。

○樫委員長 清原先生、よろしくお願いします。

○清原委員 福田先生、ありがとうございます。今回、私たちのデジタル部会には、総務省の方には入っていただいているのですが、確かにデジタル庁の方には入っていただいております。

ただ、御指摘のように、一つには、統計作成者を主として統計の対象としてのデジタル化と、統計作成プロセスにおけるデジタル化を中心に考えてきましたが、意見交換の中では、私たちの生活全般にわたるデジタル化の影響について考えていきたいというような思いを共有してきたところです。

端的に言えば、電子商取引とか経済のデジタル化ということ、当初対象としてのデジタル化の中核に据えておりましたが、例えば、社会生活において、私たちが日常生活において触れるメディアの多様化の影響でありますとか、あるいは、何度も何度も前回の議論で出てきたAIへの注目ということを考えますと、日常生活全般におけるデジタル化の影響をどのように把握していくかということについては、特にユーザーは注目していると思います。

さらにデジタル庁の関連で申し上げますと、マイナンバーカードが合計では1億枚以上、人口以上交付されているということになっておりますが、例えば、調査をするときに、マイナンバーカードを使って、マイナポータルで国勢調査が答えられるような状況になるとしたら、マイナンバーカードを所管しておりますのは、総務省とデジタル庁と、それから地方公共団体の全国知事会、全国市長会、全国町村会が共管している地方公共団体情報システム機構でもありますから、そういうところとも連携していくということも考えられますので、現時点でデジタル庁との具体的な取組をデジタル部会は持っておりませんが、今後、各府省庁との連携の一つに、もちろんデジタル庁の皆様との連携が入ってくると想定

できると思います。

私からは現時点は以上です。もし事務局で補足があればお願いします。

○福田委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。来年度以降でまたぜひ御検討いただければと思います。

○樫委員長 ありがとうございます。

何か事務局のほうから、補足はありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、そのような進め方ということです。

ほかの先生方がいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私からもコメントさせていただきます。第6回のデジタル部会では、まず1つ目の議題として、我が国の電子商取引の把握状況について、各国へのヒアリング結果の報告があったとのことでした。その中で、電子商取引の統計調査を継続して実施している諸外国においても、多くの国で我が国と同様の調査の難しさに直面していると伺いました。

他国の統計機関の動向を把握するということは非常に有益なことです。清原先生からも御指摘あったところですが、事務局におかれましては、引き続きこのような国際的な動向に関する調査、これをお願いしたいと考えます。

それから、2つ目の議題については、これまでの部会での審議内容などの取りまとめの素案について事務局から説明がまずあり、さらにそれに基づき活発な意見の交換が行われたとのことでした。

A Iの利活用のような話というのは、私自身も関心事ですが、それに関しても非常に活発なことでしたし、中長期的な話として出てきたということで、大変印象的でした。

一方で、特に私が重要だと思ったのは、各府省における統計調査のデジタル化の推進について、先ほどデジタル庁という話も福田先生からありましたが、ここに主語としての統計委員会としてもが入っている。これを統計委員会としても必要な協力、または支援していく必要があると考えられるという記載が入るという提案があったところです。

これは統計調査のデジタル化の推進は重要なテーマなので、統計委員会の審議などを通じて、各府省の取組を後押しすることは絶対重要なことなので、こういう形で統計委員会が主体であるということを明記するのは非常にいいことではないかと、私も個人的に賛同したいと思います。

次回のデジタル部会では、今回の議論を踏まえた修正案に基づいて改めて審議を行い、取りまとめを行うものと認識したところです。引き続きの御審議と委員会への御報告、取りまとめのほうをよろしくお願いいたします。

部会長の清原先生をはじめ、デジタル部会に所属の先生方、部会での御審議、どうもありがとうございました。

それでは、最後の議事になります。令和6年度統計法施行状況についてです。

これは、資料7により、総務大臣から統計委員会に対して、令和6年度における統計法施行状況の報告があったところです。

この統計法施行状況報告及び審議につきましては、企画部会に付託することとし、詳細は、この後すぐ開催されます企画部会で報告、説明を受けることとしたいと思います。

それでは、本日用意いたしました議題は以上となります。本日の議事録は、委員に確認いただいた上で、統計委員会運営規則第5条の規定に基づき、議事録は委員会に報告するものとされているため、ホームページに公開の形に代えさせていただきます。

それでは、次回の運営委員会の日程について、事務局から連絡をお願いいたします。

○谷本総務省統計委員会担当室長 事務局です。次回の統計委員会につきましては、日程は調整中ですので、日時、場所につきましては、別途御連絡いたします。

以上です。

○樫委員長 それでは、以上をもちまして第219回統計委員会を終了したいと思います。